

令和元年6月定例教育委員会 会議録

6月定例教育委員会を令和元年6月27日（木）午後1時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 紀藤統一

委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 小島子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 上原文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
間宮子ども未来課長 大藪指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 なし

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第7号議案 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 第8号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について
 - 第9号議案 犬山市民展審査会委員の委嘱について
 - 第10号議案 犬山市図書館協議会委員の任命について
 - 第11号議案 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について
 - 第12号議案 岐阜聖徳学園大学との連携協定について
 - 第13号議案 犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用許可に関する報告
 - (2) 令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱について（その2）
 - (4) 6月議会について
 - (5) 犬山学び場「みらい」について
 - (6) 7月・8月行事予定表について
 - (7) 犬山城天守保存修理工事に伴う入場規制について
 - (8) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他

◆議事内容

教育長:	開 会 ただ今より6月定例教育委員会を開催します。
教育長:	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆さん、こんにちは。梅雨真っ只中で、今も少し雨が降っていますが、南の方では、熱帯低気圧が台風3号に、今日の夜辺り変わるのではないかということですが、何とか明日の朝の段階では、東の方へずれていくようで、学校給食も恐らくできるだろうということで、そんなことは学校へは連絡をさせていただいているところですが、足元の悪い中、定刻までにお集まりいただきましてありがとうございます。田中委員さんであります。お子さんの調子がよろしくないということで、申し訳ないけども欠席をさせていただきたいとお電話がございました。こんな言い方をしては失礼なんですけど、委員さんの代わりはどなたかやれないことはないんですけど、お父さんの代わりは誰にもできないから、お家の事をやれるだけのことをやってあげてくださいと伝えてあります。そんな状況の中、令和元年2回目となります6月定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>市の情勢であります。昨日市議会の6月定例会が閉会をいたしました。教育委員会では補正予算として、楽田小学校のプールの耐震だとか、羽黒北、城東第2子ども未来園の耐震改修ということで、補正予算を上程させていただいたのですが、何とかお認めをいただいて、予定通り工事を進められる状況になりました。また、条例関係でありますけれども、福社会館が来年の3月で改修工事に入っていくために、現在ここに設置されている様々な附属機関がいろいろ場所を変えるとか、いろんな変更が必要になって参りますので、それに関する設置条例を改正する、そんな条例改正案が出ておりましたし、10月からは消費税が10%に多分上がっていくだろうという予測の元、幼保の授業料、保育料の無償化に伴う対応等、いろんな案が議会に提出されたわけですが、何とか全部通った状況です。そんなことで6月の定例会が昨日無事終了いたしましたので、お伝えをさせていただきたいと思っております。</p> <p>学校現場のほうでありますけど、5月20日から楽田小学校の学校訪問がスタートいたしまして、犬山については6月24日、城東小学校をもって前期分の学校訪問が無事終了いたしました。教育委員の皆様方には、ご都合がつけていただける限りご参加をいただいたわけですが、学校現場をいろいろ回っていただいて、子ども達の様子、先生方の様子、学校の施設設備の様子をご覧をいただきまして、ありがとうございます。いろいろ又ご意見をいただけると思いますが、それについては教育委員会としても真摯に受け止めて、学校現場にもお伝えし、教育委員会</p>

	<p>として対応しなければいけないことについては、速やかに対応を進めて参りたいと考えております。後期は10月17日、東部中学校から始まる予定ですので、またご都合をつけていただき、できる限りご参加をいただくと有難いなと思っております。よろしくお願ひいたします。学校は7月19日の最終授業で、20日から夏休みに入っていくわけですが、これからほぼ3週間の期間があるわけですが、一番暑い時期であります。子ども達も先生方も、熱中症を始め体調管理に十分留意をしていただくと共に、犬山市内の小中学校、子ども未来園、幼稚園全てのこういった機関に関わっていただく方が、無事夏休みが迎えられたいと願っておりますので、教育委員の皆様方におかれましても、引き続き学校現場等ご支援がいただけることをお願ひ申し上げまして、最初の私の挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願ひします。この後、前回の定例教の会議録を回させていただきますので、ご覧いただいご署名をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
	<p>第7号議案</p>
教育長:	<p>第7号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱」について、事務局お願ひします。</p>
長瀬課長:	<p>この案を提出しますのは、令和元年度の犬山市教育支援委員会の委員を委嘱する必要があるからです。次ページの委員名簿をご覧ください。総勢13名になっています。教育委員さんからのご指摘で、男女別や新規継続の別を載せたらどうかということでしたが、今回から男女別は口頭で説明させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。こちらの委員さんの中で、男性の方はNo.の番号で1～4、6、7、13番になります。女性の比率は46.2%になっています。ほとんどの委員さんが充て職ということで、今回お願ひするものでありますのでよろしくお願ひします。説明は以上です。</p>
教育長:	<p>今課長から説明がありました、これも外へ出ていくものでありますので、犬山市全般的に男女別の区分けはしないということでもありますので、口頭では男性か女性かという説明はさせていただきますが、あえてこの書面において、男女が判別できるような記し方はさせていただかないというふうに、事務局のほうで話をしましたので、ご了解をいただきたいと思ひます。教育支援委員会の委員ということで、13名名前が上がっております。新規の方が3名で後は継続ですね。充て職なのでどうしてもお立場が変わられて、メンバーが変わるといふ部分があるわけですが、ここに出された13名の方に、今年度の犬山市教育支援委員会の委員をお願ひしたいという提案であります、いかがでしょうか。特にご意見ご質問はありませんか。特にご異議がないようです。</p> <p>では、第7号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。</p>

各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第8号議案の審議に入ります。
教育長:	第8号議案 第8号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱」について、事務局をお願いします。
長瀬課長:	この案を提出するのは、令和元年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会の委員を委嘱する必要があるためです。一枚おめくりいただきまして、名簿をご覧ください。こちらについては、先程の7号議案と同様に、充て職の方がほとんどであります。3番の方のみ女性で、他の12名の方は男性です。アドバイザーとして、中部大学の磯部先生に継続してお願いをいたします。女性の比率については7%になっています。よろしくをお願いします。
教育長:	13名のメンバーのうち、9名が新規で後は継続。これだけお立場の方が変わられたということです。女性は1名だけですが、これは女性男性という区別をせずに、それぞれのお立場でお入りをお願いしている関係でこういう状況になっておりますが、できれば3割以上努力はしたいのですが、結果的に今年度はこんな状況です。いかがでしょうか。ご意見ご質問があるようでしたらお願いします。
教育長職務 代理者:	この委員の委嘱については全く問題はありませんが、先日の議会でも丸山議員さんが質問されていたと思いますが、各学校のPTAのほうで上がってきたものが、ここで協議されるということの順序としてはどうなっていますか。
長瀬課長:	毎年学校のほうで、通学路の点検をしていただいています。その中で危険箇所を5箇所ずつ上げていただきます。その5箇所ずつの上げ方については、土木常設委員さんの承諾をいただいてから上げていただくということにしています。その後協議会のほうで、各警察さんや市の都市整備部、地域安全課のほうで検討していただいて、改修できるところ、困難なところの仕分けをしています。今回は川崎の事件とか大津の交通事故とかあったので、去年までに上がった部分でまだ手を付けられていないもの、検討中のものが数十件あります。その数十件を内部で土木管理課と地域安全課と学校教育課の3課で検討を重ね、今年度中に予算で対応できるものがあれば、対応するというところで、今動いています。
教育長職務 代理者:	だから、その結果がここに上がってくるという仕組みにはなっているんですね。
長瀬課長:	はい。なっています。
教育長職務 代理者:	ちなみに丸山議員さんが質問した時に、部長の答弁で2箇所は困難という言葉がありましたが、具体的に教えてもらえますか。県道とかの区分けで出てくる問題なのか、全く不可能な所なのか気になったので。
長瀬課長:	今、資料がないので終わってからお答えします。

教 育 長:	他にどうでしょうか。
奥村委員:	通学路安全対策連絡協議会で一番お願いしたいのは、学校からの要望に対して、できる、できないという仕分けをすることではなくて、どうやったらできるか、どうしたらここが安全になるかを話し合っただけです。例えば信号を付けて欲しいという要望に対しても、ここは待避場所がないから付けられないということではなく、警察と市の都市計画課と一緒に待避場所が作れないか考えて欲しいです。今は警察ができないと言っている、都市計画課ができないと言っているという回答で終わっていると思います。そうではなく、できないからどうしたらいいかというところを話し合っただけで、グリーンベルトも要望に沿うわけではなく、やれるところしかやれないというのが現状だと思うので。子ども達の安全のためにどうかお願いしたいという要望です。
教 育 長:	奥村委員さんのおっしゃることは、できる、できないの議論は平行線に終わる。どうしたらできるかということをお返事してもらうように、これから各課にお願いしていくということですね。わかりました。他どうでしょうか。少しずつは改善されているんですが、あれもこれも一気に難しいのです。どうしても、毎年少しずつは積み残しになってしまうという状況ですが、ここでの会の議論がきちんと反映されていくような手立てを取っていく必要があると思います。後はよろしいですか。今回は委員の委嘱についてということですが、特にご異議はないですか。 では、第8号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第9号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第9号議案
教 育 長:	第9号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出するのは、犬山市民展審査会を開催することに伴い、犬山市民展審査会委員を委嘱する必要があるからです。全部で17名の委員で構成されています。女性はNo.4、5、13、14、15の5名です。17名に対して5名ですので、女性の比率は29%となっております。新規につきましては俳句の部でお二人、川柳の部でお一人という合計三名となっております。以上で説明を終わります。
教 育 長:	今提案があったとおりですが、ご意見ご質問があるようでしたらお願いします。
奥村委員:	報酬が日額7,200円となっておりますが、審査は何日かかりますか。
上原課長:	実績ですと2日間になります。
教 育 長:	他にどうでしょうか。特にご異議はないようです。

	では、第9号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第10号議案の審議に入ります。
	第10号議案
教育長:	第10号議案「犬山市図書館協議会委員の任命」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の任期満了に伴い、犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからです。委員名簿をご覧ください。委員は6名でございますが、5番以外は全て女性ということで、女性比率は83%となっております。こちらにつきましても開催は年2回程で、日額7,200円となっております。
教育長:	今提案があったとおりですが、ご意見ご質問があるようでしたらお願いします。今日の日額の報酬ですが、学校現場の若原校長先生につきましては支払われません。あの方はお立場が違いますので。特にはよろしいでしょうか。 では、第10号議案「犬山市図書館協議会委員の任命」について、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第11号議案の審議に入ります。
	第11号議案
教育長:	第11号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認」について、事務局お願いします。
神谷主幹:	この案を提出するのは、平成26年4月16日に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、文部科学省から、市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、採択地区に関する意向調査があったからです。一枚はねてください。意向確認調査票です。事務局としましては、現在の枠組みが最も適切だと判断しておりますので、このように希望したいと思っております。理由は人事異動の範囲と同一でないと、教員の大きな負担に繋がる。そして丹葉地区5市町だけでは、教科書研究員の人材確保が困難となり、調査研究事務に支障を生じるからです。説明は以上です。
教育長:	現在、尾張教育事務所の第1課の一宮、稲沢、丹葉の5市2町で教科書採択はやっています。もし、ここで決まった教科書以外を使うとなると、これは認められませんので、市が独自で予算を組んで、教科書を採択することになるようです。それなりの人員が必要なんです。一つの教科に5人位でしょうか。候補に上がっている全部の教科書を見て、ここ

	<p>がよい、ここが問題ありをまとめて、実際にどこの教科書を採択するかということ、候補を絞り込む資料を作っています。それをもし犬山だけでやるとか、丹葉だけでやるということになると大変なことになるわけです。ですから、規模的には今の一宮、稲沢を含めた丹葉地区という大きな枠組みでやるのが一番適切だろう、今の状態で問題ないだろうということで、事務局としては今のままでいいのではないかと判断をしていますが、もし教育委員さんが、「これはいかんぞ。犬山独自でやれよ。」とご意見があればお聞きしたいと思います。</p>
堀 委 員:	<p>以前に教科ごとに5人位ということはお聞きしましたが、5人の方々の経験年数はばらばらなのか、それとも経験豊かな方が5人なのか、どのような人選でしょうか。</p>
神谷主幹:	<p>どちらかと言うと、経験豊かな方が多いです。教科指導において、実力をお持ちの方達の中から選出しております。</p>
教育長職務 代理者:	<p>この付議事件は採択地区についてということで、採択そのものということではないですね。</p>
神谷主幹:	<p>採択については、来月の定例教で提案させていただきます。</p>
教 育 長:	<p>今回は採択地区が今のままでいいのか、広げるのか、あるいは絞るのかといった辺りの議論になってくると思いますが、特に地区的にはよろしいですか。特に問題ないようですので、地区の見直しを希望しないということで、犬山市教育委員会としての回答をしていきたいと思ます。</p> <p>では、第11号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第12号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第12号議案</p> <p>第12号議案「岐阜聖徳学園大学との連携協定」について、事務局お願いします。</p>
神谷主幹:	<p>この案を提出するのは、犬山市教育委員会と岐阜聖徳学園大学が相互の機能を活用し、学生の実践的指導力を育成するとともに、犬山市の教育発展に資する事業の展開を行うためです。一枚はねてください。3の実施方法をご覧ください。大きく3つです。1、犬山市教育委員会と岐阜聖徳学園大学で連絡会議を設置すること。2、犬山市教育委員会は、教育実習・インターンシップを受け入れること。3、岐阜聖徳学園大学から、教員に対する資質向上研修の講師を派遣すること。これらが主な内容となります。現状は、既に犬山市出身者で岐阜聖徳学園大学に行っている学生を、教育実習生として平成30年度から受け入れております。実施を受け入れた子の中で、希望があればインターンシップを学校が受け入れていきます。効果としましては、即戦力としての教員や、優秀な講</p>

	<p>師の獲得につながる。近隣市町村出身者、岐阜県の子も含めてですが、それらをスクールサポートスタッフの補充に充てることができる。これらの効果を考えています。それから、その他のところをご覧ください。協定期間は3年間です。うまく事が進めば、協定は10月1日に行う予定です。他市町が結んでいる協定書の見本を添付してあります。説明は以上です。</p>
教育長:	<p>元々のスタートは、犬山市出身の岐阜聖徳学園大学の学生の教育実習を受け入れてもらえないかということで、犬山で育った子達ですので、何とか犬山で、そういった場を作ってあげたいというのがきっかけであるわけですが、学校現場を見てみますと、最近、岐阜聖徳学園大学を卒業した学生が、実際に犬山の学校現場でも教員になっているケースが非常に多くあります。今後もそういった状況が続くと予測するとするならば、ぜひ、すぐ犬山に来て活躍がしていただけるような、そんな機会も作ってあげることも必要かなということで、こういった連携をとということなんです。これについて何かお尋ねになりたいことはありませんか。</p>
奥村委員:	<p>先生は県採用だと思うので、犬山でというのはどういう意味合いなのか教えていただきたいです。犬山での採用は非常に少ないのではないかと思います。</p>
神谷主幹:	<p>ここ数年、岐阜聖徳学園大学の出身者は、100人程愛知県に採用されているそうです。愛知県の採用試験を受ければ、愛知県の先生になれます。そういったご質問ではなかったですか。</p>
奥村委員:	<p>でも、それは犬山に100人が来るというわけではないじゃないですか。</p>
神谷主幹:	<p>もちろんです。</p>
教育長職務代理者:	<p>市の常勤とか非常勤で採用をとということでもないですか。</p>
教育長:	<p>これは、市の常勤、非常勤の採用とか、県の職員の採用とか全く別で、岐阜聖徳学園大学の学生達が、学校現場でボランティアとしていろいろ活躍をしたいという、その場を提供しましょうということなんです。それは学校現場にもプラスになるし、学生達もやがて犬山の学校現場で、県の採用試験を受けて配属されるようなことがあるとするならば、全く知らないところへ行くよりは、ある程度ボランティアとして活動したところへ配属されることがもしあった時には、これはプラスになるだろうということなんですよね。</p>
堀委員:	<p>ということは、今は岐阜聖徳学園大学なんですけど、他の学校から依頼があった場合には、またこのような感じで、受けるか受けないかを考えるということでしょうか。</p>
教育長:	<p>実際には、愛知教育大学の学生だとか、愛教大の教職員大学の学生達も来ています。</p>
堀委員:	<p>その場合に、こういうものの取り交わしは、別にはないのですか。</p>

教育長:	特に協定書というものは、結んでいないですね。
神谷主幹:	今は講師が足りない時代です。ですから、犬山で少しでも恩を受けた子達は、あるいは犬山の良さを知った子は、犬山の講師登録をするだろうという目的もあります。もっと先を考えれば、その子達が力を付けて、犬山の先生になってくれることは願うところですけど。もう一つありまして、協定を結びますと、この岐阜聖徳学園大学の学生が、江南の出身であろうが、岩倉の出身であろうが、各務原の出身であろうが、犬山市でインターンシップをできる事になります。今は大学のルール上、インターンシップに行けるところは、教育実習を受け入れてくれた市町だけとなっています。ですから、犬山市は教育実習を受け入れていますが、1学年に5～6人なので、それ位しか学校現場に補助員として送ることができない状況です。でも、これを結びますと、岐阜聖徳学園大学の学生全員、犬山市に応援に来てくれる可能性がありますので、そうすると愛知県で先生を目指す子達は、学校のサポートに入ってくれて、学校も喜ぶのではないかということです。これは、校長会の役員会にも既にお話をしておりますので、そういったことならばと、後押しをいただいています。
奥村委員:	他の学校が、例えば、中部大学がお願いしたいと言われた時にはどうなりますか。
教育長:	検討の材料にはなりません。門前払いはしません。例えば今は、愛教大だとか愛教大の教職員大学は、幅広いことではなくて、こういうことをやりたいから何とか受け入れてもらえないかという、狭い範囲での提携なんです。これはもう少し幅を広げた状況なんです。ですから、他の大学へこちらから積極的にということではなく、向こうから来ていただくことについては、検討をする材料にはなりません。
奥村委員:	一番大事なものは、学校側の負担。インターンシップを受ける側の学校側、教育実習を受ける学校側の負担はどうなんでしょうか。
神谷主幹:	教育実習は既に受け入れています。今まで受け入れていた方法より少しオンになっていますので、負担がないかと言えばあると思います。それでも、岐阜の子達と愛知県で今までやっていた教育実習と時期が違い、同じ学校に何度も教育実習が来ることになるので負担になるので、そうではなく、岐阜聖徳学園大学の学生を受け入れる学校を1年に1校決めて、受け入れています。ですから、年によっても違いますが、そんなに負担が増えているということはないです。犬山市の出身者が100人もいないので、1学年10人以内というところです。
教育長:	あとは、大学側としては、とにかく教員の仕事をこんなことがあると学生達に学ばせてやってほしい。だから、使えるように使ってやってくださいというお考えでみえるものですから、どちらかと言うと、学校現場には足かせになるというよりも、むしろスタッフが増えて非常にありがたいという声は聞いています。

神谷主幹:	インターンシップのほうが一人でも多く欲しいと言っていますので、校長の意見は賛成の方向です。
奥村委員:	研究委嘱校への研究費助成が削減できるというのは、どういうことですか。
神谷主幹:	実施方法の3番をご覧ください。この協定を結びますと岐阜聖徳学園大学の教授陣、お配りしてあるパンフレットの教授陣が、お金を払わず来ていただくことができます。今までは研究をする時に、年間を通じてサポートしていただくのにいくらか支払いながら研究をしています、そのお金がかからなくなるので、それぞれの学校に支給している「特色ある学校づくり」などの経費を、有効に使うことができるのではないかと考えています。また、今度行います犬山中学校の事務協の研究は、一教科にお一人、先生を呼んで、みっちりやっていたかどうかという構想もあるようです。以上です。
奥村委員:	そうであれば、他の大学でもたくさん受け入れるのは有効ではないかと思えます。
教育長:	たまたま今、岐阜聖徳学園大学がこういう形で来ていますが、他の大学も、もしお話し合いとすることになれば、検討はさせていただきます。
紀藤委員:	よろしいですか。大学との相互に利益があるからこれをやるんだと思いますけど、現場によっても、僕らもインターンシップの子が来ると、ある面では非常に助かる。一つここで皆さんに知っておいてほしいのは、県内の大学の実習生がどのようなシステムで配置されるか。これを知ってもらおうと、岐阜県は別個です。余分に入ってくるといことがわかっていただけると思いますが、説明をしていただくと分かりやすいと思います。
神谷主幹:	愛知県の場合は、尾張教育事務所の方から、この市でこれだけの人数をこの時期に受け入れてもらえませんかというふうに来ます。それを教科なども考えながら均等になるように、それぞれの学校に割り振っていきます。その時期が前期6月と、後期9～10月位です。他府県の大学に進学していて教員免許が取りたい子達は、個人的にこちらにお願いにきます。そしてこの時期に教育実習をやっているから、その時期なら受け入れられると答えると、そこでマッチングができるという形です。
教育長:	結局、愛教大など国立の大学ですと、大学のほうが県にお願いをし、県から事務所、事務所から市へというシステムができています。それが私立ですと、附属小学校、附属中学校という附属学校を持っているところは、基本的にそこへ入れるだけには入れるんですけど、溢れる子が出てきます。そうするとその子達は、自分達で地元の教育委員会へ、教育実習をやらしてくださいとお願いに行くんです。岐阜聖徳学園大学では、たぶん岐阜の子達が優先で岐阜聖徳学園大学の附属で教育実習をやるから、溢れてしまうと個々の子ども達が、犬山出身の子達は犬山市教育

	<p>委員会へ教育実習をお願いしますというふうになります。その子達に教育実習をやる場が他にはないので、何としても犬山市が受けてあげないと困るものですから、だから、もともとそういう子たちが来れば、犬山では受け入れるのですが、かつてあまり来なかったのは、たぶん大学の付属学校で教育実習ができたから来なくてもよかったのかもしれませんが。最近では人数が増えてきたので。岐阜聖徳学園大学の場合はこれをきっかけに、いろいろ、講師を無料で派遣してもらえらるなら、こんなおいしい話はないということです。紀藤先生がおっしゃったのはそういうことです。</p>
紀藤委員:	<p>愛知県はきちっと割り振られるけれど、他府県は個人でやりなさいというところが多いです。今、幼稚園も同じで岐阜は電話で個人で受けるんです。この時期はこれだけ愛知県の子がいるから、申し訳ないけど他の月にしてとか、個人ですので簡単に動いて配置は決まりますけど。なかなか岐阜県だけでは消化できないみたいですね。そんなことを聞いております。</p>
教育長:	<p>他に何かあるようでしたら。これは結局、教育委員会と大学が提携をするという形なので、教育委員の皆さんにご承認をいただいてからでないと、一歩進めないということです。</p>
紀藤委員:	<p>現場の意見を聞いていただいて、無理のない実習生の配置を考えていただかないと、一気にたくさん来て、若い先生が多くて指導も出来ないという困りますので、その辺は校長会で相談していただいて、決めていくのが一番いいのかなと思いますけど。</p>
教育長:	<p>現場の考えを尊重してということですね。他によろしいですか。 では、第12号議案「岐阜聖徳学園大学との連携協定」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	<p>異議なし。</p>
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第13号議案の審議に入ります。</p>
教育長:	<p style="text-align: center;">第13号議案</p> <p>第13号議案「犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正」について、事務局お願いします。</p>
間宮課長:	<p>この案を提出しますのは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、細則の一部を改正する必要があるからです。内容としましては、幼児教育・保育の無償化に関連する改正であります。9ページの新旧対照表をご覧ください。一番上の行ですが、従来は「労働を事由とする支給認定」となっていましたが、新のほうでは「労働を事由とする教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」となって、「支給認定」が2つに分かれております。これにつきましては、「教育・保育給付認定」が保育園の関係で、「施設等利用給付認定」が幼稚園に相当するものになります。以下その関係で直しております。なお、3ページから7ページについては、</p>

	<p>所定の様式の規定をいたしております。8ページの附則では、施行は10月1日からとなっております。ただし、実際10月1日分から無償化しようすると、準備行為が必要ですので、そのことが附則の2で規定されています。説明は以上です。</p>
教育長:	<p>国の法改正に伴って、犬山市の施行細則を変えなければならなくなっただということですね。ご覧をいただいて何かお尋ねになりたいことはありますか。よろしいですか。</p> <p>では、第13号議案「犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	<p>異議なし。</p>
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p>
	<p style="text-align: center;">通信及び請願</p>
教育長:	<p>通信及び請願はありますか。</p>
事務局:	<p>ありません。</p>
	<p style="text-align: center;">協議・連絡</p>
教育長:	<p>協議・連絡に移ります。</p> <p>では「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
上原課長:	<p>今回の報告は全部で24件ありますが、そのうち新規が3件、継続が21件となっています。No.24、新規の案件の「第11回鈴木しづ子顕彰会「いのちの俳句大会」」についてですが、昨年までも同名で行事を行っていましたが、今回は事業内容の見直しに伴いまして、新規という扱いとさせていただきます。変更点につきましては、昨年までは大人を対象にしておりましたが、今回からは全国の小中学校、高校生を対象に、俳句を募集するという内容に変更になりました。以上で説明を終わります。</p>
教育長:	<p>全部で24件ということですが、これについて何かお尋ねになりたいことがおありでしたらお願いします。3件程新規がありますが、あとは継続ですので、これまでも後援を出して、特に大きな問題なく事業が進められたという理解でいいかなと思います。よろしいですか。では、次へいきます。</p> <p>「令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。</p>
長瀬課長:	<p>資料No.2をご覧ください。1枚めくっていただいて、一覧表をお願いします。令和元年度は今回が初めてになります。今回の認定については、申請者が221名いらっしゃり、内、認定者が209名、不認定者は12名ということで、不認定者の理由としては、所得超過と聞いています。認定児童生徒数については、一覧表にあるように小学校が186名、中学校が128名合計314名の方を認定させていただきます。欄外の右側には、外国籍者数ということで、小学校が23名、中学校が13名と</p>

	<p>いうことで、合計36名ということになっておりますのでよろしくお願 いします。</p>
教 育 長:	<p>今説明があったとおりですが、何かお尋ねになりたいことがあればお 願いします。よろしいですか。ないようですので次へいきます。 「犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱」について、事務局お願 いします。</p>
間宮課長:	<p>資料No.3の委員名簿をご覧ください。欄外米印2つ目についてです が、No.18、19は5月の定例教育委員会の時点で調整中ということ でしたが、確定しましたので、お二人の名前を入れて出しております。数 字に丸が付いた方は、再任の方になります。会議の女性比率は70%で、 20人中14人が女性です。男性は番号で言いますと1、13、14、 16、19、20の6名です。説明は以上です。</p>
教 育 長:	<p>今説明があったとおりであります。何かご意見ご質問があればお伺 いしたいと思います。特にご意見がないようですので次へいきます。 「6月議会」について、事務局お願いします。</p>
中村部長:	<p>6月議会の報告になります。議案、補正予算等については、冒頭で教 育長のほうからご紹介がありましたので、省かせていただきまして、お 手元の資料には一般質問の答弁内容の一覧をお渡ししてあるかと思 います。内容については時間の関係もありますので、お読みいただいてご 意見ご質問があるところを、お答えをさせていただきたいと思 いますのでよろしくお願いします。なお今回は、議長を除いた18名の議員さん のうち10名の議員さんから教育部に関するご質問をいただき、18名 の議員さんが全部で65件のご質問をされたわけですが、そのうち教育部 に関するものが15件23%ほどになっています。いつもですと3割 近いですが、これまでの議会に比べて、少し少なかったかなという気は しますが、今話題の学校給食であるとか、グリーンベルトの質問を いただいております。説明は以上です。</p>
教 育 長:	<p>今説明があったとおりです。これだけのものが教育委員会関係で質 問がありました。こんな内容のご質問で、こんな内容で答弁しましたとい う報告であります。何かこれについて、お聞きになりたいことがもしあ れば。特によろしいですか。</p>
奥村委員:	<p>こう言うのは何ですが、教育委員会の内容とか計画等の資料とかを議 員さんに先にお渡ししておけば、このような質問はほとんど出ないか と思いますが、そういうことをされてはいかがかなと思います。</p>
中村部長:	<p>これまでは教育委員会が持っている計画や事業内容は、その都度必要 に応じて、議会や議員さんに提供してきたわけですが、一部もれもあ ったので、今後は全ての計画、施策をホームページに載せると共に、情 報の提供をさせていただく方向になっています。ただ、それをご覧いた いた上で議員さんがお考えになっている施策をさらに進めるためにご 質問される場合もあるので、それが計画を出すと質問がないというもの</p>

	<p>ではないものですから、そこは議員さんの考えにもよって、違う形で質問が出てくるケースはあります。こういうお答えでいいでしょうか。</p>
教育長:	<p>たぶん、分かっているながら質問をされる場合もあるんですよね。きっちと議会の場で答弁をせよと言うような意味合いもあるものですから。他にどうですか。たくさんあるので、またゆっくりご覧いただければなと思います。かつての議会で同じような質問があったというものもあります。進捗状況を確認したいということもありますから。では次へいきます。</p> <p>「犬山学び場「みらい」」について、事務局お願いします。</p>
大藪主事:	<p>今年度も去年に引き続き、地域未来塾、犬山学び場「みらい」を行います。説明は繰り返しになりますが、希望する中学生を対象に自習形式で学習を行い、元教員、非常勤講師、教員を目指す学生などの地域住民が指導員として、質問に答えたり、学習を見守ったりするなどの学習支援を行う場として設定をしております。昨年度の実績は、全体の人数で84名でした。今年度も80名程度の参加を見込んで、現在学校で、生徒に対して参加の募集をしております。また7月1日にも、広報で市民全体に広くこういったことを行っておりますということ、合わせて周知するというので、呼びかけを行うことになっております。予算措置等をご覧おきください。以上です。</p>
教育長:	<p>これは29年度からスタートしたんですよね。最初は子どもの数が少なかったので、折角やるので、それぞれの学校でどうしたら子ども達が来てくれるか、いろいろ曜日を変えたり会場を変えたり工夫をさせていただいて、昨年度の場合にはここで見ていただいたように、東部中学校は少なめですが、20名を超える子ども達が参加をするようになったということであります。昨年度並み、あるいはそれ以上の参加を願って、それぞれの学校で今計画を練っていただいているということです。これについて、何かご意見ご質問はありますか。</p>
紀藤委員:	<p>これは県の事業でしたでしょうか。</p>
大藪主事:	<p>はい。国からもお金をいただいております。</p>
紀藤委員:	<p>目的は経済的に恵まれない子ということなんですが、今見ていると、これは希望者ということをやっているんですよね。昨年度の実績を見てもたくさんみえますが、どのような生徒が希望しているのか。本当に学力がなかなか伸びてこないから、何とかしたいと思っている子なのか、それともある程度できるけど、もっと勉強したいという子なのか、どの辺りを対象にしているのかということをお聞きできたらなと思います。</p>
大藪主事:	<p>本来の目的としては、困窮家庭のということなんですが、現実としてはそういった形にはあまりなっておりません。参加者の学力レベルも広く散らばっておりますので、特に学力不振の子が率先して参加ということも、傾向としては言えない状態になっております。</p>

教育長:	学校現場では、この子にはぜひという子には個別に声をかけていただいています。そんな子ばかりではありません。それこそ貧困家庭の子ども達の対策だと言ったら、あそこに行っている子はみんなそういう家かと思われてしまうので、なかなかこれは前面に出せない部分があります。それと声をかけても、親さんが「うちは貧困家庭だと思われている」と思ってもいけないので、なかなか難しいところです。そういうことを全く無関係に、ぜひこういう機会があればやりたいという子どももいますけど、そういう子ばかりでは、本来の狙いが達成できないものですから、この子にはぜひと言う子には個々に声をかけて参加をさせていただきますので、全く0ではないです。そういう子もおります。他にはよろしいですか。
小倉委員:	教えてください。ここで指導をされている市の非常勤の先生とか、県費の非常勤の先生とかというのは、自分のお仕事以外で別枠でお仕事していただいているのですか。ありがたいですね。
教育長:	でも、お手当が多少出ます。正規の教員はもちろんここで手当をもらうことはできませんから、非常勤の講師の方だとか、仕事に差し支えない方に来ていただいています。
小倉委員:	それは、事務局で声をかけて集まっていたいただいているのですか。
教育長:	だいたい29年度から継続してやっていたいただいている方が多いです。教員OBもみえます。一度参加されるといいかもしれません。また機会があれば、ぜひ行っていただいて、こんな先生がみえると見ていただくといいと思います。
教育長職務代理者:	岐阜聖徳学園大学の方が手伝いに来るという可能性はありますか。
神谷主幹:	去年は、岐阜大学の子が1人入っていました。
教育長:	何人も来ていただいても、お給料はそんなにありませんので。だいたい1会場3名で、合計12名です。去年は東部中学校に比べると他が多いので、指導者を他へ回したらどうかと言う話がありまして、東部中の指導者を2人にして、城東中へ回しました。そういうやりくりもしています。折角の事業ですので狙いが達成できるように、しかも効果が上がるような形で進めていただければいいと思います。他にはよろしかったですか。
堀委員:	会場の話ですが、城東中、南部中は学校でやり、犬山中は福祉会館、東部中は学供を使っていますが、学校ではできないからですか。東部中が少ないのは、会場が遠いからなのかと思ってしまったので。
教育長:	最初は会場は学校ではありませんでした。なるべく学校ではないところでやりたいと思ったんです。要は何かというと、貧困どうこうとあるので、学校に併設してしまうと、ひょっとしてあいつはあそこへ行っているということになるので。でも、それだと子ども達がなかなか集まらないからということで、あえて学校に場所を移したというのが、城東中

	と南部中なんです。東部中についても、場所に問題があるかわかりませんが、今年も羽黒学供やるんですよね。規模は少ないですけど、もう少し参加者があってもいいですね。
奥村委員:	城東中が定員よりかなり上回って来てくれているのは、ありがたいことだと思いますが、逆に今後増えていくと、多すぎて大丈夫なのかと思います。
教育長:	学校で無理のないようにされると思います。優秀な子には来る必要はないよと言ってもらってもいいかもしれないし、ぜひこの子にはという子には行きなさいと声をかけてもらったり、そういったことも学校現場にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では次へいきます。 「7月・8月行事予定表」について、事務局お願いします。
大藪主事:	教育部関係の行事予定をまとめさせていただいておりますので、ご覧おきください。以上です
教育長:	7月8月とありますが、夏季休業ということもありまして、空欄が目立つわけですが、特にここで教育委員さんに出ていただいたほうがというものは、8月20日、市教研講演会に読解力のリーディングスキルテスト(RST)の講師の方に来ていただくので、一度聞いていただくと、RSTがどんなものかご理解いただくのにいいのかなと思います。それから、23日、少年の主張愛知県大会が初めて犬山を会場にして開催されます。愛知県内の中学生が何名か集まって、立派なスピーチをする場がありますので、ぜひ教育委員の皆様方にもお時間があったら来ていただけるといいかなと思います。特によろしいですか。では次へいきます。 「犬山城天守保存修理工事に伴う入場規制」について、事務局お願いします。
中村課長:	犬山城の天守は今年度、耐震補強と部分修理を行う予定でいしましたが、最上階屋根の丸瓦のずれが発覚をいたしまして、これを直さなくてはいけないということになりました。それで、最上階屋根の全ての丸瓦の屋根の吹き直しと固定の修理を合わせて行うこととしました。そのことによって、8月9月につきましては、犬山城天守の3階・4階、高欄には入場できないというような措置を取ります。本丸や1階・2階は入れるということですが、この期間の入場登閣料は無料といたします。また、犬山城天守の外部4面には全てに足場が架かるということで、この足場につきましては期間ごとで変わりますが、8月9月の2か月に関しましては、天守全体が見えなくなって、3階以上は入場が出来ないということになります。資料の裏面に簡単な図が示してありますので、こちらをご参照ください。2か月間はぐるっと囲われます。10月以降は4階の部分の足場は外れまして、3階から下の所に足場が架かっています。12月下旬には工事が終了して、足場を解体した後に、天守全体が見えるという形になるということですので、教育委員の皆様もぜひご承知おきくださいということです。以上です。

教 育 長:	この内容は中日新聞にも掲載されましたね。ご存知の方もみえると思いますけど、予定の工事はこれだけでしたが、これもということが出てきたので、急遽改修工事が拡大することになり、足場は3階までで済む予定でしたが、4階までということになったという状況です。
教育長職務 代理者:	これで耐震工事が全て完了ということなんですね。前の鯨の時も、足場を1階ずつ組んで壊す。そしてまた今回ということなので、この工事で以降は、工事の予定は今のところはないと理解すればいいですね。
中村課長:	はい。耐震に関しましてはこれで大丈夫です。
教 育 長:	教育委員さんというお立場で、周りの方からいろいろお尋ねになられることもあると思いますので、頭に入れておいていただけるといいかなということでもあります。よろしいですか。
紀藤委員:	入場無料というのは、大きいかもしれませんね。外は見られないけど中だけ見てこよいかと言う人も増えるかもしれません。
教 育 長:	返って人が増えたりするかもしれませんが、その状況はわかりません。では次へいきます。 今日は傍聴人がおみえでないので、引き続き非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。 ・年度が始まって3か月終わったところだが、細かなことを見逃さずに見ているということは、注意深く子ども達の様子を見ていただいているということになる。 ・ある意味、からかひの範囲の小さな事例が報告されているが、学校現場ではからかひがいじめに発展するという、小さな種がたくさんあるということが読み取れて、とてもよいと思った。 ・当事者でない人からみれば、どうでもいいようなからかひでも、当事者にとっては大きな事ということもあると思う。 ・隠さずにごまかさずにオープンに、こんなことがありましたと報告してほしい。それに対してどう対応したかということが問われる。 ・こういう場合にどう対応したということがまとまっていったら、若い先生がこうしたらいいというケースバイケースにも繋がると思う。
	自由討議
教 育 長:	自由討議に移ります。発言はありますか。
	○今年度の小学校の夏休みのプール開放について ・登下校の安全が確保できない可能性があるため、基本的にはプール開放は中止となっている。ただし、地域の状況に応じて栗栖、今井は通学団も少なく、教員が付いて帰る、迎えに行くという対応や保護者が送って来るという対応が取れば、小規模校は解放する。合わせて、羽黒小学校も開放すると校長が決めた。事前に出欠を取り、保護者の

同行を求めて、期間を短くして行う。

・それぞれの学校の裁量になると思うが、開放を行わないということについて保護者や子ども達へ理解を求めたか。

・事前にPTAの役員の方々と相談をしながら進めている。

○管内大会の暑さ対策について

・昨年は大会の期間を延ばして、1日1試合というように変更して行った。今年も予備日があるので、暑くなれば昨年と同じ対応になると聞いている。昨年同様、細心の注意を払って、熱中症対策を各会場で行っていく。

・昨年卓球会場を、城中体育館からエナジーサポートアリーナに変えている。

・中小体は学校の先生がやっているの、熱中症には細心の注意を払いながら運営していただけたらと思うが、何か気が付かれたことがあれば言っていて、改善できるところは改善していきたい。

○児童生徒数の減少に伴う小中学校の一体化やプール改修について

・6月議会で議員さんからも質問が出ていたが、児童生徒数の減少に伴う小中学校の一体化や費用のかかるプール改修について、話題にして考えていく必要がある。

・そういう場を持つように考える。

○エアコンの稼働状況について

・6月21日で工事は終了し、今は検査の段階で、7月1日から使用できると校長へ連絡してある。WBGTという暑さ指数が環境省から出されているので、基本は暑さ指数が警戒レベルになったら使用するが、校長の判断で臨機応変に使用するよう伝えてある。

・楽田小の旧校舎は来年度に工事をするため、エアコンが付いていないので、今年と来年はスポットクーラーを借用して対応する。

○犬山中学校の理科室の修理について

・毎年学校訪問で理科室の床が危険だと感じ、そのように伝えているし、学校から改修要望も上がっているが、修理についてどのように考えているか。

・他の教室への移動を考えていたが、排水とガスの工事の費用もかかるので、現状は床を張り直したほうがいいのではという見解は持っている。専門の方に見てもらい、来年度以降に予算を組んで直したい。

・費用が多くかかるので、今年度の予備費は他の緊急の工事の対応ができなくなるので使えない。

・全面改修はお金もかかるので、予算化されていないとできないが、まずは緊急対応として、へこんだ部分だけ直せないかを見てもらったどうか。

・一番危ない所だけ、必要最小限で直せば、今年度の予備費で対応できるので、それで早急に対応する。

○スクールカウンセラーについて

	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーを4中学校に常勤できるような体制にできないか。名古屋市は全ての中学校に配置して、不登校が随分減ったと新聞に掲載されていた。 ・予算が膨大にかかることは重々承知だが、新年度の予算を決める前に検討できないか。 ・現状の体制は相談できる日が少なすぎて、機能していないように思う。 ・設置が増えれば、先生の負担も軽減されるのではないかと思う。 ・ご意見をいただいたので、勉強させていただく。 <p>○読解力向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーディングスキルテスト（RST）は現状を図るもので、学力を上げるものではないので、学力を上げるためにどうするかを明確にみえるようにしていただきたい。 ・読解力を鍛える場面を授業の中でいかに作ってやるかということ。それにはまず、先生方に意識をしてもらうことが一番なので、先生方に同義付けをするのがひとつの狙い。これをきっかけに一步二歩進めたい。 <p>○児童生徒の補導の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が警察に補導された場合、教育委員会は把握されているのか。今後の万一の事故や問題行動に備えて、できれば把握していただけたらと思う。 ・学校が掴んでいれば報告があるはずなので、あえて教育委員会では調査はしていないが、最近の状況はどうかを学校現場に聞いてみる。 ・昔と違って、今は警察も学校へ連絡しない。直接親へ連絡がいくが保護者と連絡が取れないときは学校へ連絡がある。 ・学校の教育活動で起こったことは、学校から報告があるが、家庭へ帰ってからは親の責任でみていただきたい。 ・個人情報なので、警察も何もかも学校へ連絡されない。
	そ の 他
教 育 長:	事務局、何かありませんか。
事 務 局:	ありません。
	閉 会
教 育 長:	これもちまして、6月定例教育委員会を終了（15：25）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 7月25日（木）13：30 401会議室